

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・経緯

全国の年間自殺者数は、平成10年に急増して以来、14年連続して3万人を超えるという深刻な状況が続いていましたが、平成18年10月に自殺対策基本法が施行されて以降、全国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者は減少傾向にあり、令和元年には20,169人まで減少しました。しかし令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により増加に転じ、令和4年は21,881人と高止まりの状況が続いています。

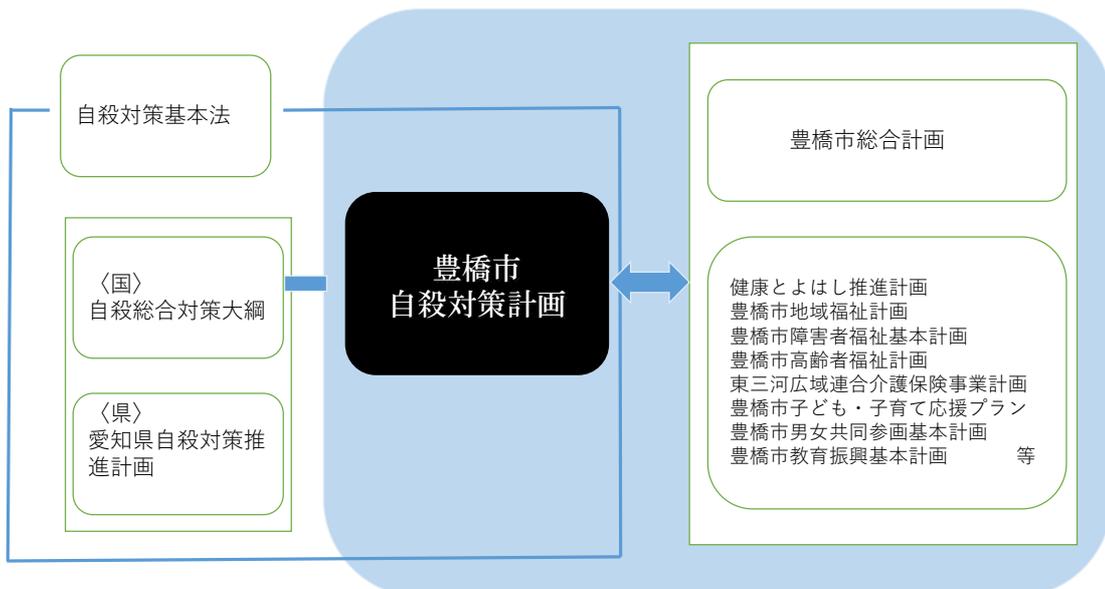
そのような中、国は、令和4年10月に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を見直し、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取り組み強化、新型コロナウイルス感染症拡大影響を踏まえた対策の推進等が追加され、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

本市におきましても、平成21年度より自殺対策事業を開始し、令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間とする「豊橋市自殺対策計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、生きることの包括的な支援としての自殺対策を推進してきました。

本市の自殺死亡率は令和3年以降増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあると考えられます。このような状況を鑑み、第1期計画での取り組みの評価、「自殺総合対策大綱」、「第4期愛知県自殺対策推進計画（令和5年度から令和9年度）」を踏まえ、生きることのさらなる包括的な支援の推進のために「第2期豊橋市自殺対策計画」（以下「第2期計画」という。）を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として位置づけ、本市の他の関連計画と連携を図りながら、自殺対策計画を推進していきます。



3. 計画の期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間

この計画は、国や県の施策と連携して取り組む必要があることから、国が定めた自殺総合対策大綱がおおむね5年をめどに見直しを行うことに合わせ、計画の期間を5年間とします。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
豊橋市				自殺対策事業を開始										豊橋市自殺対策計画 (第1期)					豊橋市自殺対策計画 (第2期)				
愛知県				あいち自殺対策総合計画 (第1期)					あいち自殺対策総合計画 (第2期)					あいち自殺対策総合計画 (第3期)					愛知県自殺対策推進計画 (第4期)				
国	(H18年)自殺対策基本法制定										(H28年4月)自殺対策基本法改正												
				(H19年6月) 自殺総合対策大綱の策定					(H24年8月) 自殺総合対策大綱見直し					(H29年7月) 自殺総合対策大綱見直し					(R4年10月) 自殺総合対策大綱見直し				

【SDGs(持続可能な開発目標)の達成を意識した取り組み】

「豊橋市自殺対策計画」と特に関連する SDGsの目標は以下のとおりです。「豊橋市自殺対策計画」に掲げられた計画を推進していくことが、自殺対策のみならず、SDGsの達成のうえでも重要です。

